

# 滝沢市に物品の買入れ等競争入札参加資格を申請する方へ

## 1 資格要件について

滝沢市における競争入札に参加する方の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 営業又は事業に関し法律上許可、認可等が必要とされる場合において、その資格を有する者
- (2) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を受けていない者
- (3) 審査基準日（令和6年9月30日となります。以下同じ。）において営業又は事業年数が1年以上ある者
- (4) 審査基準日の直前の営業又は事業年度において、競争入札への参加を希望する業務についての業務履行実績（別紙「営業品目一覧表」の大分類に示す業務ごとの業務履行実績）を有する者（「財産等売払い」を除く。）
- (5) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者

## 2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 役員等（代表役員等及び一般役員等をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）と密接な関係を有するなど、契約の相手方として不適当であると認められる者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 滝沢市物品の買入れ等競争入札参加資格要綱（平成15年告示第26号）（以下、「要綱」という。）第8条第1項の規定により資格者名簿から抹消され、その抹消された資格者認定の有効期限が経過していない者
- (5) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

## 3 資格審査結果及び資格有効期間について

### (1) 資格審査結果について

滝沢市のホームページにて入札参加資格者名簿を公表（令和7年4月1日頃掲載予定）しますのでご確認下さい。（郵送による資格審査結果の通知は行いませんのでご了承下さい。）

## (2) 資格の有効期間について

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

受付期間内に資格審査申請書を提出しない場合や記載内容の不備により資格審査申請書が返送され、受付期間内に再度審査を行い受理ができなかった場合は、次回の申請受付まで申請できません。

## 4 受付する営業品目

- (1) 受付する営業品目は盛岡広域8市町で共通とし、別添「営業品目一覧表」のとおりです。内容についてご確認のうえ、申請してください。
- (2) 入札、見積いずれにあっても、原則として会場での入札・見積執行となりますので、指名通知書等に示した会場にお越しいただく必要があります。滝沢市では別に定める場合を除き、事業者の都合による郵送等の希望は一切認めていないため、入札（見積）会場に来場することを前提として資格申請を行ってください。入札（見積）会場に来場する意思のない事業者は、登録申請自体を御遠慮ください。
- (3) 電力の分類の登録にあたっては、申請者自らが電気事業法（昭和39年法律第170条）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）であることが必要です。登録を受けていることを証明する書類を添付してください。なお、業種は、大分類「06 燃料及び油脂製品類」-中分類「04 その他」をお選びください。

## 5 提出書類（市税の納税証明書について）

競争入札参加資格審査申請の手引き（共通編）にて、「直近1年分の未納がないことを証明する書類（提出日の直前3か月以内に発行されたもの）」と記載しておりますが、滝沢市税務部収納課にて発行できる「滞納のない証明書」でも申請可能です。

※ 市税の納税証明書は、滝沢市に納税義務がある場合のみ提出が必要です。